

検査命令免除食品等

- (1) カナダ産ロブスター及びその加工品（麻痺性貝毒）
以下の URL に掲載される輸出者から輸出されたもの。
 - ・ Canadian Food Inspection Agency ホームページ
<https://inspection.gc.ca/exporting-food-plants-or-animals/food-exports/food-export-requirements/japan-fish-and-seafood/live-lobster-and-lobster-tomalley-products/eng/1304466360823/1304466626301>
- (2) 韓国産豚肉（スルファジミジン）
別表 14 に掲げる処理場において処理されたもの。
- (3) 韓国産養殖ひらめ及びその加工品（オキシテトラサイクリン、エンロフロキサシン）
別表 15 で示した登録養殖場で養殖され、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
養殖加工ひらめについては、別表 15 で示した登録養殖場で養殖されたひらめを登録加工場で加工し、かつ登録輸出者から輸出されたもの。
ただし、以下の から の養殖場については、エンロフロキサシンに係る検査命令を免除しない。また、 から の養殖場については、オキシテトラサイクリンに係る検査命令を免除しない。
 - 先進水産（登録番号：K - F - J N - 3 0 7）
 - 一子水産（登録番号：K - F - J N - 3 7 9）
 - 孝賢水産（登録番号：K - F - J N - 3 8 2）
 - 廣林水産（登録番号：K - F - C J - 6 4 9）
 - 海龍水産營漁組合法人（登録番号：K - F - C J - 3 3 2）
 - 宣佑水産（登録番号：K - F - C J - 4 0 5）
 - 泰興養食（登録番号：K - F - C J - 2 9 1）
- (4) 韓国産生鮮青とうがらし（フルキンコナゾール）
別表 16 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (5) 韓国産生鮮トマト（フルキンコナゾール）
別表 17 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (6) 韓国産生鮮ミニトマト（フルキンコナゾール）
別表 18 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (7) 韓国産生鮮まくわうり（クロルフェナピル）
別表 32 に掲げる輸出者 ID の登録がされた輸出者から輸出されたもの。
- (8) タイ産生鮮おくら（EPN）
別表 19 に掲げる輸出者から輸出されたもの。

- (9) タイ産生鮮グリーンアスパラガス (E P N)
別表 20 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (10) タイ産生鮮バナナ (シペルメトリン)
別表 21 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (11) タイ産生鮮マンゴー (クロルピリホス、プロピコナゾール)
別表 22 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (12) タイ産冷凍カットマンゴー (クロルピリホス、プロピコナゾール)
別表 23 に掲げる製造者で製造されたもの。
- (13) タイ産フリーズドライマンゴー (クロルピリホス、プロピコナゾール)
以下の製造者で製造されたもの。
製造者名 : Chanthaburi Global Foods Co.,Ltd.
- (14) タイ産生鮮マンゴスチン (イマザリル)
別表 24 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (15) 台湾産豚肉 (スルファジミジン)
別表 25 に掲げる処理場において処理されたもの。
- (16) 中国産養殖鰻及びその加工品 (オキシリニック酸、スルファジミジン)
養殖活鰻
別表 26 に掲げる養殖場で養殖されたもの。
- 養殖鰻加工品
別表 27 に掲げる養殖場で養殖された鰻であり、かつ同表に掲げる加工場で加工されたもの。
ただし、同表に関わらず、下記の加工場については、スルファジミジンに係る検査命令を免除しない。
加工場名 : CHANGLE JUQUAN FOODS CO., LTD.
住 所 : LIYUSHAN HESHAN TOWN, CHANGLE CITY, FUJIAN CHINA
- (17) フィリピン産生鮮おくら (テブフェノジド、フルアジホップ、メタミドホス)
別表 29 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (18) フィリピン産生鮮マンゴー (クロルピリホス、フェントエート)
別表 30 に掲げる輸出者から輸出されたもの。
- (19) フィリピン産生鮮バナナ (フィプロニル)
別表 31 に掲げる輸出者又は包装者から輸出されたもの。